実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成三十年五月二十八日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成三十年六月十一日及び同月十二日（予備、同月十三日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度四分一三秒
(イ)　北緯三一度二四分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一三三度二〇分一二秒
(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一三二度四五分五二秒
(オ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十一号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成三十年五月二十八日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成三十年六月十一日及び同月十二日（予備、同月十三日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度四分一三秒
(イ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一三三度二〇分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒　北緯三一度三六分一三秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三二度二〇分一二秒
(オ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十二号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成三十年五月二十八日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成三十年六月十六日から同月二十三日（予備、同月二十四日及び同月二十五日）までの間、毎日〇五〇〇から二一〇〇まで
区域　硫黄島周辺の次の一及び二のそれぞれ(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる二区域と次の三の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
一　(ア)　北緯二四度四五分四五秒　東経一四一度二〇分〇六秒
(イ)　北緯二四度四五分一二秒　東経一四一度二〇分一九秒
(ウ)　北緯二四度四四分三一秒　東経一四一度一八分一六秒
(エ)　北緯二四度四五分〇五秒　東経一四一度一八分〇二秒
二　(ア)　北緯二四度四六分四〇秒　東経一四一度一七分二二秒
(イ)　北緯二四度四五分〇一秒　東経一四一度一六分五三秒
(ウ)　北緯二四度四五分一〇秒　東経一四一度一六分一六秒
(エ)　北緯二四度四九分四三秒　東経一四一度一九分四六秒
三　(ア)　北緯二四度四九分〇四秒　東経一四一度二〇分五九秒
(イ)　北緯二四度四八分三三秒　東経一四一度二〇分三九秒
(ウ)　北緯二四度四九分〇四秒　東経一四一度一九分四三秒
(エ)　北緯二四度四八分三四秒　東経一四一度一八分一〇秒
(オ)　北緯二四度四九分〇七秒　東経一四一度一七分五六秒
(カ)

実施艦等　自衛艦七隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

議案送付

五月二十四日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案
エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案
消費者契約法の一部を改正する法律案

質問書提出

五月二十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「総理のご意向」など文科省が調査した十九文書に関する質問主意書（阿部知子提出）
特定複合観光施設区域整備法案に関する質問主意書（柿沢未途提出）

議事日程

五月二十五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十四号
平成三十年五月二十五日（金曜日）
午後一時開議
第一　卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　災害救助法の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

議事日程

五月二十五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十二号
平成三十年五月二十五日（金曜日）
午前十時開議
第一　海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二　地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第三　地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第四　統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第五　学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第六　森林経営管理法案（内閣提出、衆議院送付）
第七　独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）